

令和 8 年 1 月 20 日
令和 7 年度 第 3 回評議会

資料 2-2

【参考】

令和 8 年度 福井支部事業計画（案）

令和8年度 事業計画（福井支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施するとともに、より一層職員の意識改革を促進する。 ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード 10 日間）を遵守する。また、平均所要日数 7 日以内を維持する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から電子申請を促進し、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声の活用」により支部の課題を見いだし、加入者サービス水準の向上に努める。 <p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ・不正が疑われる申請について、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検
--	---

	<p>マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金の審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して再審査請求理由を明確に示し、毎月の協議の場において協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。 ・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。なお、外部講師による研修を効率的に行うため、他支部と合同で実施する。これにより解釈や情報共有し、精度の高い点検を実施することを目指す。 ・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 ・発生した債権の納付書について、速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。
--	--

	<p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p> <p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>①マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。 ・ 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 <p>②電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。</p>
--	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・複数の近隣支部の分析担当者によるブロック単位での課題やスキル・知識及び取組を共有し、担当者の能力の底上げを図るとともに担当者が分担・協力して設定した課題や各支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部にて策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、令和8年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDC Aサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。 <p>② 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p>
--------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、支部の実情に応じて必要な保健事業の取組を進める。 ・保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 地方自治体等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ小学生等への健康教育に取り組む。 <p>③ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。 ○健診機関不足地域への継続的な働きかけを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①訪問による継続的な働きかけと連携強化を図る。 ②巡回健診実施機関に対して、嶺南地域における日程の早期決定を働きかけ、早期の勧奨・広報を連携して実施する。 ○小規模事業所における未受診者の分析を行い、ターゲットに応じた勧奨を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①県との連名による受診勧奨を実施する。 ②健康保険委員を活用した健診受診の働きかけを行う。 ③支部作成のスタートアップ事例集を活用した健診受診の働きかけを行う。 ④未受診の事業主や被保険者個人への受診勧奨を実施する。 <p>【事業者健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者健診結果データの取得 <ul style="list-style-type: none"> ・労働局と連携し、事業者健診結果データの取得勧奨を行う。 <p>【特定健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診の内容の充実と受診勧奨の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・協会主催の特定健診にかかる集団健診について、無料オプション検査の充実を図り県内全域で実施する。 ・特定健診とがん検診を同時実施できる市町集団健診会場について周知・広報を強化する。 ・40歳到達被扶養者への受診勧奨を実施する。
--	---

- ・医療機関向けに健診受診勧奨ポスターを作製し、特定健診受診の啓発を行う。
- 健診体系の見直しとして 2027（令和 9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数： 123,635 人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 71.9%（実施見込者数： 88,894 人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 11.4%（取得見込者数： 14,095 人）
 - 被扶養者（実施対象者数： 23,932 人）
 - ・ 特定健康診査 実施率 34.7%（実施見込者数： 8,305 人）
 - KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を 71.9%以上とする
2) 事業者健診データ取得率を 11.4%以上とする
3) 被扶養者の特定健診実施率を 34.7%以上とする
- ④ 特定保健指導実施率及び質の向上
- 特定保健指導実施率の向上

	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 ・特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。 ・人間ドック健診を契機とした特定保健指導の件数向上のための管理・サポートを行う。 ・特定保健指導の実施率が低い中規模事業所に対し、幹部訪問による受入れ勧奨を実施する。 ・事業所の理解を得た上で、特定保健指導対象者へもれなく利用案内を送付する。 ・健診機関による特定保健指導実施率が低いため、健診機関に対して健診当日による初回面談の実施について働きかけを行う。 ・健診機関での特定保健指導実施につなげる案内や広報を行う。 ・本部作成の好事例集を活用し、受入れ率の低い業種や規模の事業所に向けた効果的な勧奨を行う。 ・ICT遠隔面談による特定保健指導実施機関に対し更なる働きかけを行い、実施件数向上につなげる。 ・被扶養者に対しては、健診当日の初回面談を推進し利便性の向上に努める。 <p>○特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実施評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹団2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹団1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p>
--	--

	<p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 19,774 人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 29.5%（実施見込者数： 5,834 人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 636 人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 16.7%（実施見込者数： 107 人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 29.5%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 16.7%以上とする <p>⑤ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ 健診機関において健診受診後の早期受診をすすめるため、令和 7 年度に受診者に関するデータ分析を実施。健診機関への分析結果の情報提供及びヒアリングをもとに、健診機関と連携した勧奨ツールを作成し働きかけを行う。 ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。 ・ 福井県版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に則り、糖尿病等の重症化予防事業を実施する。 ・ 糖尿病等重症化予防への取り組みの一貫として、県歯科医師会と連携して事業所に対して歯科講習会、歯科健診等を通じて歯科受診勧奨を実施する。 ・ 健診結果において糖尿病薬服薬中の者であって、レセプトにより歯科受診が確認できない者を対象に歯科健診受診勧奨を実施する。 <p>【重要度：高】</p>
--	--

	<p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする (※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑥ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大のために小規模事業所へアプローチを強化する。新たなターゲットとして令和6年度から令和7年度にかけて注力して多く委嘱できた小規模事業所の健康保険委員へ勧奨を実施するとともに、スタートアップ事例集を活用したアプローチや保健指導者による担当者への勧奨を実施する。 ・健康宣言について、宣言事業所数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・健康づくりの取組のサポートとして健康講座の実施やスタートアップ事例集・健康ポスターの配付、ウォーキングイベントの開催、健康測定機器の貸出し等を行う。 ・メンタルヘルス対策、運動習慣促進については連携協定を締結している福井県産業保健総合支援センターとの間で実施体制を構築し、事業所に赴いて講習会を行う等の連携した取組を積極的に実施することで事業所における取組の底上げを図る。 ・福井支部における健康課題のテーマごとにスタートアップ事例集を作成し、更なる健康づくりの取組サポートを充実させるとともにスタートアップ事例集をきっかけとした健康づくり宣言事業所の拡大を図る。なお、健康課題が異なる事業所もあることから、複数の課題に対応したスタートアップ事例集を中長期的に作成する。 また、作成したスタートアップ事例集の健康課題のテーマによっては地方自治体等と連携した取組を検討する。特に「運動及び食」に対する課題は、県や市町の健康増進計画等とも密接に関連するため、積極的に市町が開催するイベントへ参画し情報交換を行い、今後の事業に繋げていくこととする。 ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等と連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る
--	--

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、食事、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ・昨年度から再開した健康保険委員向けのセミナーを継続実施し、保健事業について興味関心をもってもらえるような内容とする。なお、講演資料は参加しなかった健康保険委員にも提供する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,620事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2025年3月診療分で88.8%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、引き続き、データ分析に基づき重点的に取り組む年齢層を若年層とした上で、一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、関係団体、支部広報誌、SNS等を活用し広報等に取り組む。 ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実
--	--

	<p>情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。</p> <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 (※1)「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」 <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p>
--	---

	<p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画に基づく健康づくりに関する県の会議や医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を</p>
--	--

	<p>行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。 ・健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会
--	--

	<p>等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。</p> <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 81.3%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2 回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	<p>○人事・組織</p> <p>①更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、組織基盤の底上げを図る。 ・支部課題等に応じた研修を実施する。 <p>②働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。 <p>③風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、職員間の連携のより一層の強化に向けて、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。

	<p>○内部統制等</p> <p>①個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な支部リスク管理委員会の開催を通じて、個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>②法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な支部リスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 <p>③災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 <p>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>
--	--